

リース会社に対する車両整備料金の架空請求について

昨年10月、弊社は取引先のリース会社2社に対する車両整備料金の一部について架空の請求が行なわれていた事を確認しました。ただちに本件について社内調査を実施し、当該2社へご報告させていただくとともに、合意の基、このたびの架空請求額について返金を完了いたしました。

本件に関して、7月1日付けで国土交通省近畿運輸局長より文書による警告を受けましたので、併せてお知らせいたします。

当社は本件につきまして、当該リース会社をはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑ならびにご心配をおかけいたしましたことに、心より深くお詫び申し上げます。当社では本件を重く受け止め、本日までに社員のコンプライアンス教育を徹底するとともに再発防止策を講じ、今後は皆さまの信頼回復に努めてまいります。

発覚の経緯

昨年10月、ナンバ店からの請求内容に疑問を持ったリース会社から問合せを受け、ナンバ店及び当社と取引のある全リース会社およびメンテナンスリースを引き受けている当社全店舗に実態調査を実施いたしました。

調査の結果、ナンバ店においてリース会社2社に対する架空請求があったこと、またナンバ店以外の店舗では架空請求を行っていないことについて確認しました。

事案の概要

架空請求の目的は社内で高い評価を受けるため、ならびに計画台数を達成し奨励金を獲得するために、エンジニアが点検・整備を実施した後に、当事者らが請求書作成段階において工賃や部品代を架空に請求していました。本件に関与した社員はナンバ店のサービスマネージャー1名、アドバイザー2名の計3名でした。

なおエンジニアは依頼された点検や整備を確実に実施しており、車両の安全走行には全く問題はありません。

架空請求の期間、件数、金額は2004年6月から2015年12月の11年7ヶ月、2,054件、11,131,650円(消費税抜き)でした。

再発防止の取り組み

再発防止のため社内手順を見直し、社内処理手続きの一部変更、社内管理体制の強化、監査によるチェック体制の強化を行いました。

以上